研究ノート

学校保健・学校安全・危機管理に関する研究 群馬県内高等学校における新型コロナウイルス感染症への対応についての考察

The Study of school health, school safety and crisis management Correspondence to COVID-19 in the high school in Gunma prefecture

内藤郁芳 Ikuyoshi Naito

Abstract

令和2年1月15日に国内で最初の感染者が報告され、感染が急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応は、2月28日に首相の全国一斉休校要請がなされるなど、これまでだれも経験したことがない状況となった。そこで、このような状況に対する学校現場の現状を、群馬県内高等学校を対象に調査し、考察を加えた。学校運営、学校保健、管理職としての危機管理等についての内容を調査したところ、各学校におけるさまざまな困難な状況を把握することができた。各学校にフィードバックし、今後の学校教育現場における学校運営、学校保健、危機管理等に活用していきたい。

キーワード:新型コロナウイルス感染症、学校保健、学校運営、危機管理

I はじめに

筆者は、令和2年3月31日をもって、群馬県立 高等学校校長を退職した。退職まで約1か月と迫っ た 2 月 28 日に安倍首相による突然の全国一斉休校 要請がなされた。それまで新型コロナウイルス感染 症について、国内外の状況を確認しつつ学校現場へ の影響を想定してはいたが、一斉休校とまでは考え ておらず、教頭はじめ中核となる教職員とその対応 について協議する日々が続いた。学年末考査は終了 していたものの、3月には、卒業式、入学試験、終 業式等重要かつ欠くことのできない行事が予定され ていた。県教育委員会からの指示を待たなければな らないことが多いため、問い合わせをしても県教育 委員会でも検討中との回答が多く、具体的な動きが とれない状況が続いた。当時は、社会全体として今 後どのような状況になっていくのか全く先が見えな い状況であった。そのような中、学校現場ではこれ からどのような対応をとっていくべきなのか不安を 残したまま学校現場を離れることとなった。

新年度に入っても臨時休校解除のめどは立たず、 多くの学校で職員の交代制勤務や遠隔授業等、これ まで経験したことのないことに対応しなければなら なかった。それぞれの学校での対応は、各学校の実 情に合わせるべきであると考えられるが、県教育委 員会の指示にも従わなければならないこともあり、 各学校での苦悩の様子も伺うことが多々あった。

本研究は、このような状況の実情を調査、検証し、 今後の学校保健における対応や学校の危機管理体制 の見直し等の参考とするべく考察を加えたものであ る。

Ⅱ方法

1. 調查対象

群馬県内高等学校 80 校

内訳県立高等学校61 校公立高等学校5 校公立中等教育学校2 校私立高等学校13 校

2. 調査期間

令和2年7月31日(金)~8月21日(金)

3. 調査方法

各調査対象校に対して、本年度当初から調査時までの間、学校運営、学校保健及び危機管理等について、どのような対応を行ったかを質問紙法により調査を実施した。

各学校における回答者は、教頭、保健主事等を想 定して質問紙を作成したが、危機管理の観点から、 校長が回答する項目を5間作成した。 質問紙の内容については、以下のとおりである。 「新型コロナウイルス感染症対応アンケート」

- 1) 主に学校運営に関する質問
 - ・臨時休校中の生徒との連絡方法
 - 生徒へのPCやタブレットの貸与
 - ・臨時休校中の遠隔授業や遠隔 HR の実施
 - ・遠隔授業等を実施する際の問題点
 - 分散登校開始日
 - 通常登校開始日
 - 部活動再開日
 - ・1 学期終業式と 2 学期始業式の日程
 - 夏季休業中の補習等の計画
 - ・県高校総体等の代替大会(硬式野球を含む)への現3年生の取り組み
 - ・3年生の進路への影響
 - ・本年度の修学旅行についての計画変更
- 2) 主に学校保健(感染症対策)に関する質問
 - ・分散登校開始にあたり、不足した機器や物品
 - ・通常登校開始にあたり、不足した機器や物品
 - ・登校再開後の体育実技授業における具体的対策
 - 登校再開後の実習授業の具体的対策
 - ・分散登校期間中の保健室をはじめとする保健関係業務で苦慮しこと
 - ・通常登校開始にあたり、生徒への保健指導等で 特に留意したこと
 - ・通常登校にあたり3密を防ぐため苦慮したこと
 - ・通常登校開始後、保健室をはじめとする保健関 係業務で苦慮したこと
 - ・部活動の再開にあたり特に留意したこと
- 3) 危機管理に関する質問(校長に回答依頼)
 - ・各学校独自の新型コロナウイルス感染症対応マ ニュアルの作成
 - ・臨時休校中の在宅勤務の教職員との連絡方法
 - ・臨時休校中の学校組織体制での課題
 - 分散登校開始以降の学校組織体制での課題
 - ・今回の一連の対応について、校長として苦慮したこと、判断に困ったこと

Ⅲ 結果及び考察

1. 学校運営について

1) 臨時休校中の生徒との連絡 臨時休校中に学校が生徒と連絡を取った方法は、 図1の通りである。一斉送信メールを利用した学校が最も多く(75 校、94.9%)、次いで電話連絡(67 校、84.8%)であった。単一の手段を利用した学校は、1 割程度であり、多くの学校が「一斉送信メールと通知郵送」などのように2つ以上の方法を併用して生徒との連絡を取っていた。(図2)その中でも3つの方法を併用していた学校がほぼ半数の39 校、49.4%であり、生徒や家庭との連絡に完璧を期すために、複数の方法を併用していたことがわかる。

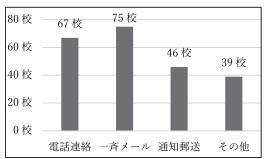


図1 臨時休校中の生徒との連絡方法

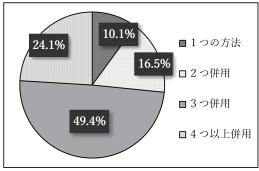


図2 臨時休校中の生徒との連絡方法(併用状況)

また、図1に示された以外の連絡方法では、スタディサプリ、Google クラスルーム、Classi、Zoom、Teams、Meet、学校ホームページ等が利用されていた。

2) 遠隔授業等の実施

臨時休校中に遠隔授業やホームルーム等を実施した学校は、49 校、62.0%であった。このことに関連して、全生徒に PC やタブレット等を貸与している学校はなく、一部貸与の学校が 10 校、12.7%あるのみであった。(図 3) 遠隔授業等に利用したアプリケーションは、Google クラスルームの利用が多く(30 校、61.5%)、Classi(15 校、30.6%)や Zoom(12 校、24.5%)等も利用されていた。

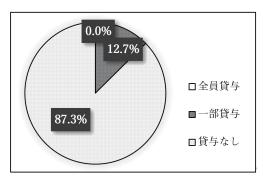


図3 生徒への PC 等の貸与状況

一方、遠隔授業等を実施しなかった学校(30 校、38.0%)では、主に紙面の課題郵送により、学習指導等を行っていた。(28 校、87.5%)

また、遠隔授業等を実施する場合の問題点は、図4の通りであり、家庭の受信環境(56校、76.7%)や校内の機器(40校、54.8%)、職員のスキル(34校、46.6%)等があげられている。

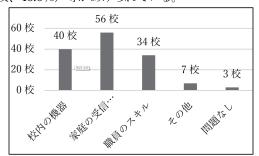


図4 遠隔授業を実施する際の問題点

これらの問題点については、遠隔授業を実施した学校と実施しなかった学校ともに同様の傾向が見られた。

これらのことから、学校におけるインターネット 環境や関連機器の整備の遅れ、教職員の技術的な問 題、社会全体の IT 推進の遅れ等が改めて確認でき たといえよう。

3) 分散登校、通常登校の開始

分散登校の開始は、ほとんどの学校で、6月1日(月) に行われており、それ以外は2校のみであった。

一方、通常登校の開始は、表 1 の通りであり、各学校により異なるものとなった。この中では、6 月 22 日 (月) が 31 校、39.2%と最も多いが、これは、群馬県教育委員会からの「6 月 22 日 (月) \sim 29 日 (月) までの期間に、準備が整った学校から順次、通常登校に移行する」1 という指示に則った対応といえるであろう。6 月 19 日 (金) 以前に通常登校を

開始した10校は、すべて私立学校であった。

表 1 通常登校を開始した日

通常登校開始日	校数	%
6月19日(金)以前	10 校	12.7%
6月22日(月)	31 校	39. 2%
6月23日(火)	12 校	15. 2%
6月24日(水)~26日(金)	6 校	7.6%
6月29日(月)	18 校	22.8%
6/30(火)以降	2 校	2.5%

4) 部活動

部活動を再開した日は、表2の通りであり、通常 登校開始日と同様に各学校により対応が分かれた。

表2 部活動を再開した日

部活動再開日	校数	%
6月12日(金)以前	5 校	6. 3%
6月13日(土)	25 校	31.6%
6月15日(月)	16 校	20.3%
6月16日(火)~21日(日)	9 校	11.4%
6月22日(月)~27日(土)	13 校	16. 5%
6月28日(日)~30日(火)	6 校	7. 6%
7月1日(水)以降	5 校	6. 3%

通常登校開始日と同様に、群馬県教育委員会からの指示が、「部活動再開日については、県内の警戒度が1となる6月13日(土)からとする。」 2 というものであったため6月13日(土)と15日(月)に再開した学校が多かったものと推察される。再開が最も早かったのは、5月25日(月)で私立学校であった。

県総合体育大会等の代替大会(硬式野球を含む) への現3年生の参加状況は、43校、54.4%の学校で 約半数以上の生徒が参加していた。(表3)

表3 3年生の代替大会への参加状況

3年生の代替大会参加	校数	%
半数以上出場	43 校	54.4%
約半数出場	15 校	19.0%
ほとんど出場しない	11 校	13.9%
その他	10 校	12.7%

代替大会に参加しない理由としては、以下のような ものが主なものであった。

- すでに気持ちを切り替えている。
- ・臨時休業中に思うように個人練習に取り組むこと ができず、競技力が元に戻らない。
- ・進路関係を優先した。受験勉強に専念するため。
- ・大会の時期が遅くなり受験勉強への影響を心配し たり、十分な練習が行えなかったりした。
- ・上位大会へつながるものではない。
- ・参加を希望していた3年生がいる運動競技では代替大会がなく、代替大会がある運動競技では、3年生の参加希望がなかった。
- 感染への不安。

各県の高校総体の開催可否については、全国高等学 校体育連盟、各県高等学校体育連盟において、臨時休 校開始以来、様々な角度から検討されたが3、群馬県 においては、4月9日に県高校総体の中止が決定され た。その後、群馬県教育委員会、群馬県高等学校体育 連盟事務局と各競技専門部との間で、代替大会開催に ついて協議が行われ、例年であれば全国大会予選実施 時期である 6 月 19 日に群馬県高等学校体育連盟とし て、代替大会開催が決定された。このような経緯の中、 各競技専門部では利用可能な施設の確保や感染防止対 策等に腐心し大会開催にいたったのであるが、代替大 会の開催時期はすべて8月以降となった。大会運営サ イドからすれば、可能な限り早期の対応をとったこと と思われるが、生徒の進路への対応を考えると残念な ことではあるが、代替大会開催時期が遅いものとなら ざるを得ない状況となったことは確かである。

5)1学期終業式、2学期始業式及び夏季休業

1 学期終業式は、表 4 の通りであり、多くの学校が 7月31日(金)に設定していた。また、2 学期の始 業式は、表 5 のとおり、8月24日(月)とその週の 間に設定した学校がほとんどであった。

また、夏季休業の日数の平均は、24.8 日間で、最も短い学校で10日間、最も長い学校で40日間であった。これは、例年35~40日間とする学校が多くみられることからすると、10~14日間程度短縮されていることとなる。このことに関連して、夏季休業中に補修等の実施を計画した学校は、62校、78.5%であり、夏季休業日数を短縮してもなお、臨時休業中の学習の遅れを取り戻すことができない実情が見て取れる。

表 4 1 学期終業式実施日

1 学期終業式	校数	%
7月30(木)日以前	6 校	7.6%
7月31日(金)	63 校	79. 7%
8月1日(土)~6日(木)	3 校	3.8%
8月7日(金)	6 校	7.6%

表 5 2 学期始業式実施日

2 学期始業式	校数	%
8月21日(金)以前	7 校	8.9%
8月24日(月)	33 校	41.8%
8月25(火)~28日(金)	32 校	40. 5%
8月31日(月)	7 校	8.9%

6) 進路指導

今回の新型コロナウイルス感染症への対応で3年生の進路に影響があったかという問いについては、以下のようなことがあげられた。なお、進路への影響がないと回答した学校は、7校、8.9%であった。

- ・進路決定や生徒の進路意識向上等の通常の指導ができない
- ・臨時休業で生徒が登校できなかったため、生徒理 解が不十分なまま進路指導をしなくてはならな い。
- ・家庭の経済状況の変化による進路希望の変更や経 済状況の悪化から就職困難者が発生。
- ・入試の詳細が入手できなかった。
- ・推薦入試の希望者が例年より増える、地元志向が 増える可能性がある。
- ・模試の回数が減って、学力を把握できない。
- ・生徒も保護者も、変更点が多くて進路関係の計画 が立てられず、不安と不満を抱えている。
- ・生徒の精神的な部分に関わるきめ細かな指導が必要。

7) 本年度の修学旅行

本年度の修学旅行について、計画の変更をしたかという問いについては、表 6 のような回答であった。 調査期間の時点での回答ではあるが、6割以上の学校が中止を含めて何らかの計画の変更をしたか、する可能性がある状況であった。今後の感染状況によっては、中止等の対応をとる学校が増えることが十分考えら れる。

表 6 修学旅行の計画変更

修学旅行の変更	校数	%
海外から国内に変更	13 校	17. 3%
国内で行先変更	2 校	2.7%
期間の変更	23 校	30. 7%
その他(中止、検討中等)	7 校	9.3%
変更なし	29 校	38. 7%

それぞれの変更にあたって留意したこと及び計画変更しない場合の理由の主なものは、以下の通りであった。

- (1) 海外から国内に行先を変更した場合の留意点
- ・保護者、生徒に理解を得ながら、修学旅行を安全に実施できるかどうか。
- 医療体制が十分な地域、全館貸切の宿、食事体制。
- ・海外研修に代わる内容を国内でどれほど充実した ものにできるかどうか。
- ・変更を決定する時期と代替旅行の行き先、時期について。
- ・関係情報の収集(新型コロナウイルス感染症拡大 状況、渡航制限情報等)、修学旅行受託業者との 密接な情報交換、そして行先変更に際しての生 徒・保護者への丁寧な説明。
- (2) 国内で行先変更した場合の留意点
- ・ア)他の行事計画への影響が少なくなる期間の選定。
 - 小体調不良者が出た場合に保護者が陸路等で迎えに来られる行き先。
 - り) 密が避けられる見学地の選定。
- エ)教育的内容を含む見学地の有無。 等
- ・行き先を比較的感染者が少ない東北方面にする。公共交通機関をなるべく使わない方法で移動する。参加の希望をもう一度取り直す。
- (3) 行先は変更せず実施期間を変更した場合の留意点
- ・周囲の状況判断や前例を参考にするため、10月の 日程を 12月に延期した。延期の際に旅行社には 旅館タイプの大部屋では3密を避けられないため、 同一ホテル3連泊による宿泊先の確保を依頼した。 奈良・京都までの移動手段に関しては、JR・私鉄 以外の手段も考慮しながら検討を重ねている。
- ・県の定める経費以内に納めること。保護者アンケ

- ートを実施し意向調査。
- ・学校行事や授業などに影響しない時期設定。今後、 行先予定地で感染拡大の状況が見られる場合に は、行先の変更も検討する。
- ・感染リスクを考慮し、実施日数の削減及び時期を延期、宿泊するホテルの客室をすべて一人部屋とした。
- ・他校との情報交換を密に行い、群馬県の状況を把握したうえで判断した。「国内修学旅行の手引き」をふまえ旅行業者等と検討を重ねた。
- ・感染者の増加について見通しが立たない状況であるが、年間行事計画との折り合いや旅行が集中する時期を避けるようにした。
- ・実施時期の設定について、インフルエンザ流行期間を避けること、今後の学習に支障がでないようにすることに留意した。
- (4) その他の変更をした場合の留意点
- ・本来、日帰りの修学旅行を計画していたが、生徒 の健康面を第一義に考え、中止とした。
- ・実施直前に感染者が発生した場合、急遽旅行を中 止せざるを得ない事態も考えられる。多くのキャ ンセル料の発生が予想されることに加え、当該生 徒 (or 職員) の心的負担が懸念される。
- (5) 計画変更をしない場合の理由
- ・1 月下旬への変更も検討したが、コロナ感染状況 の予測がつかないことやほぼ同日程、同方面への 修学旅行を予定している他の高校の情報も得て、 変更しないという結論を出した。
- ・7 月下旬において、県内では変更した学校が半数 以下という情報を得た。今後の様子を見ながら変 更も視野に入れつつ、7 月下旬に実施場所及び行 先を変更しないと決定した。
- ・現状では予定通りの計画で実施の予定であるが、今 後は、沖縄県の状況などを考慮し最終決定したい。
- ・安全に行ってこられるかどうか、感染状況を見ながら検討中であり、実施出来るかどうかは不透明。 修学旅行は、高校生にとって一生の思い出にもなる 大きな行事であり、各学校で慎重な協議のうえ対応しており、校長回答の設問の中でも言及した回答が多く みられ、各学校が苦慮している様子がうかがえた。

また、修学旅行を中止や変更した場合、キャンセル料が発生する場合もあり、変更等を検討する際の配慮事項になると考えられる。この点については、

群馬県教育委員会においても配慮し、予算措置のを 講じている。9月末現在、この措置を利用した学校は、 8校程度とのことであるが、キャンセル料が発生して も県教育委員会からの支援があれば、生徒の安全確 保のために中止という選択も容易になり、今後中止 にする学校も増加するのではないかと思われる。

2. 学校保健について

1) 手指、物品消毒、検温等

分散登校開始にあたり、不足した機器や物品があるかという質問に対する回答は、図5の通りである。

また、通常登校開始時の同じ質問に対する回答は、 図6の通りである。

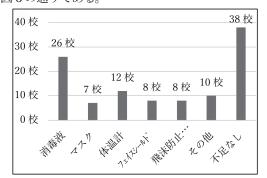


図5 分散登校開始時に不足したもの

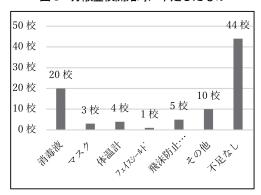


図 6 通常登校開始時に不足したもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、マスクや消毒液が社会全体で不足する事態となったが、「不足するものはなかった」と答えた学校が、分散登校開始時には、38校、48.1%、通常登校開始時には、44校、55.7%に上った。しかし、消毒液が不足した学校は、分散登校開始時で26校、32.9%、通常登校開始時で20校、25.3%となっており、学校によっては、対応に苦慮したことが推察される。また、ここにあげたものの他の物品については、ゴ

ム手袋、石鹸、消毒液用の容器などもあげられており、学校現場での苦慮する様子もうかがえる。体温計については、群馬県の対応として、分散登校開始前に各県立学校各クラスあたり1個分の非接触型体温計が配付されたりこともあり、不足した学校は少数で抑えられたものと考えられる。

一方、消毒作業や消毒液の確保等について苦慮しているとの記述があった学校は、44校、55.7%であり、半数以上の学校で手指や物品等の消毒にかかわって困難な状況があったと推察される。

主な記述は以下の通りである。

- ・放課後の消毒作業と消毒液等の確保に苦慮した。
- ・使用した教室の机・椅子等の消毒を行うための職員の人員配置に苦労した。
- ・消毒液や石鹸が不足し、消毒作業に支障が出た。
- ・共有物の消毒方法、清掃方法の見直しに苦慮した。
- ・生徒による清掃は行わず、教職員で清掃・消毒を 行ったため手間がかかった。
- ・放課後、全校の施設の消毒を毎日、実施するのが たいへんであった。
- ・うがいや手洗い、手指の消毒を徹底させること。
- ・消毒作業に関して、職員と生徒それぞれがどのように関わるのが適切かということの検討。

また、登校時等の検温作業について苦慮している と記入があった学校も、44 校、55.7%であった。消 毒作業と同様に約半数の学校で検温にかかわって苦 慮した状況が推察される。

主な記述は以下の通りである。

- ・毎朝の検温の分担等体制づくりに苦慮した。
- ・7 時から学校を開けたので勤務時間外に登校時検 温の業務が発生した。
- ・検温して、37度以上の場合には、帰宅させなくて はならず、保護者に迎えの依頼をするのが大変で あった(教員よりも保護者が大変)。
- ・検温体制をつくる際、検温場所や早朝から検温する職員の確保に苦労した。
- ・発熱者や感染疑いのある生徒への対応、指導に苦 慮した。
- ・体調不良生徒と発熱による体調不良生徒の見極め と保護者対応。
- ・毎朝家庭で検温してこなかった生徒や、玄関での 検温で 37.0℃以上の生徒の検温などの対応を行

い、朝の業務が忙しかった。

- ・午後登校時の検温では生徒の体温が高くなる傾向 があり、判断に苦慮した。
- ・登校時に校門で検温を実施。大規模校なのでサーモグラフィーを使用しているが、気温や背景の高温を感知することがあるので、当初は準備や設置場所等に苦慮した。また、午前と午後に生徒が別れて登校したので、一日2回、1回1時間の検温を行った。担当者は養護教諭以外、交代制だったが毎日実施したので容易でなかった。
- 2) 学校生活における感染防止対策等
- (1) 通常登校開始にあたって生徒への保健指導で留意したこと

通常登校開始時には、主に以下のようなことに留 意していたという記述が見られた。

- 毎日の検温や健康観察を行わせること。室内でのマスクの着用を習慣づけること。
- ・各家庭における登校前の検温や健康観察等の徹底、体調不良者の対応
- ・3 密の回避、昼食時のマナー指導、健康観察記録の継続指導など
- ・昼食時の感染予防対策(私語の禁止、机を向かい 合わせにしない等)
- ・感染防止の意識が低い生徒への指導
- 長期間にわたる休業による生徒の心のケア
- ・悪いのはコロナウイルスであるという人権に配慮した。
- ・発熱、風邪症状のある生徒に対する自宅休養の徹底(欠席したくないので体調不良でも登校する生徒が多い)。
- ・校内における「新しい生活様式」をどのように徹底するかということ。
- 熱中症対策

これらのことから、分散登校期間を経て、通常登校に移行したとはいえ、保健管理、保健指導の面で、さまざまなことに留意する必要があったことが読み取れる。新型コロナウイルス感染症以外の症状等への対応も想定しなければならず、現場の教員の負担の大きさも推察される。

(2)3 密を避けるために苦慮したこと

通常登校開始にあたり、特に3密の回避のためには、 以下のようなことに苦慮したという記述が見られた。 これらから、3 密を回避するための生徒への行動面 の指導もさることながら、教室の広さや数等施設面 で不足する場合があったことがわかる。

- ・生徒への意識付け。教室の机と机の距離。
- ・感染防止の意識が低い生徒への指導
- 教室が狭いため、3 密を完全に防ぐことは困難であった。
- ・換気の方法(特にエアコン使用時)、換気のサイクルと徹底。
- ・昼食時の対面防止を徹底することにやや苦慮した。昼休みに職員の巡回指導を行った。
- ・休み時間等の生徒同士のソーシャルディスタンス の確保。
- ・学年行事を分散で行うための場所や機材(リモートで実施するためのPCやプロジェクター)の確保。
- ・始業式は各学年の時間をずらして6回行った。また、生徒総会等は放送で行った。
- ・スクールバスの利用者が多いため、スクールバス を増台した。
- (3) 体育実技、実習を含む科目の授業実施時の対策 通常の教室での授業のほかに、実技や実習を実施し なければならない授業については、通常の授業以上の 配慮が必要である。各学校ともそのための授業計画の 検討、物品の準備等さまざまな対応を行っていた。

実技や実習を必要とする授業を実施するにあたって留意したことは、主に以下の通りであった。

- ・ 文部科学省や県のガイドラインや諸通知等に沿って実施した。
- ・なるべく室内の運動は避け、屋外の散歩やランニング、ラジオ体操等を実施した。
- ・体育館では3密を避けるよう指導し、窓の開放等 換気に注意した。
- ・大型扇風機を新規に購入し、体育館の換気に活用 した。
- ・授業前後の手指消毒や手洗い・うがいの指導、活動する以外でのマスクの着用を徹底した。
- ・集合時に生徒が十分な距離をとれるよう生徒が立っ位置にしるしをつけた。
- ・体力づくり等、軽度な運動から開始した。
- ・身体接触がある球技 (バスケットボール等) を避け、ネット型 (バドミントン、バレーボール等) を実施した。

- 使用器具の消毒を徹底した。
- ・更衣室を分散させた。
- ・マスク着用と熱中症予防のバランスに注意し、授業時間中の水分補給の機会を設けた。
- ・日陰を作るためのテントを準備した。
- ・グループワークや歌唱指導、調理実習、理科の実験、実習などは実施しなかった。
- ・一人ひとりの間隔を空け、話し合いも必要最小限 にした。
- ・座学を中心とした授業へ切り替えた。
- ・フェイスシールドを用いたり、生徒間の距離間に 注意した。
- ・用具の貸し借りをさせないようにした。
- ・対面での作業を行う机の中央に飛沫防止用シート を設置した。
- ・ 栽培など期間が限定される作業は授業再開前に職員が代行し、動画を生徒に配信した。
- ・調理実習は原則中止とし、野菜の切り方のみ行ったが、試食はせず廃棄とした。

(4)部活動再開にあたり留意したこと

体育実技や実習の授業と同様に部活動を再開するにあたって各学校においてさまざまな配慮が行われた。運動部活動では、それぞれの競技団体において活動実施上のガイドラインが定められ、県教育委員会の指示とともに遵守することが求められており、その上に各学校の生徒や施設、指導者の状況等が加わったがおおむね同じような対応がとられたようである。しかし、各競技の特性により感染防止対策が異なるため、活動実施の進み具合は、各学校、各競技により差異が出ていたものと思われる。

部活動を再開させるにあたって留意したことは、 以下の通りであった。

- ・3 密を避けることについて留意した。
- ・ 県教委からの指導事項の徹底。各競技団体のガイドラインの遵守。
- ・身体接触を伴う競技の練習内容の制限(個人練習中心に行うなど)。
- ・部活動検討委員会で、部活動再開へ向けてのルールを作成した。(検温、消毒、活動時間、部室の使用等の周知)
- ・再開前日に顧問の代表者準備会議を行い、検温、 消毒等、予防対策を共有した。

- ・顧問による実施前・実施中・実施後の健康観察の 樹底
- 部室の使用制限。
- ・必ず部顧問の指導の下で行う。
- 外部指導者への対応。

3. **危機管理について**

1)対応マニュアルの作成

各学校独自の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成した学校は、図 7 の通り、47 校、59.5%であった。

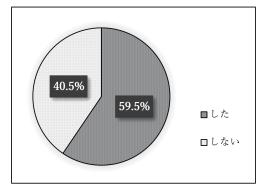


図7 各校独自の対応マニュアルの作成

作成にあたっては、国や県のガイドライン等に沿ったものを意識しつつ、各学校の実情に適したものとし、職員、生徒がわかりやすい表示の仕方等の工夫をする場合が多かったようである。作成に当たって留意したことと作成しなかった理由についての主な記述は、以下のようなものであった。

(1) 作成にあたって留意したこと

- ・国や県の指針に対応できるようにした。
- ・コロナ感染対策ガイドラインにそって、よりわかりやすいものを作成した。
- ・新型コロナウイルス感染症について正しい理解を することと、国や県の示すガイドラインに沿いつ つ、本校の実情(設備や備品等の在庫状況)に合 ったものをという点に留意した。
- ・生徒が取るべき行動を、明確に伝わるよう工夫を した。
- ・ア)必要なことから順次整理して作成すること。 (一度に綺麗にまとめようとしないこと。)
- 小 県教育委員会の方針や支持を踏まえること、生徒・保護者・教職員それぞれにとってできるだけ分かりやすく表現すること、など。

- ・今までに例を見ない事案のため、分掌を超えて思いつく内容を出し合い作成した。その際、感染者に対する差別や偏見等がないよう言及した。
- ・日々変化する状況に対応できることを前提に作成。
- (2) 作成しなかった理由
- ・ 県教育委員会からの感染症対策を遂行すること で、学校独自のマニュアルは必要としないため。
- ・県のガイドラインがあり、それ以上の対応も教員 負担、授業確保の面から難しい。
- 2) 臨時休校中の職員連絡方法・学校組織体制の課題職員への連絡については、一斉送信メールと個別の電話連絡が主な方法であった。一部にオンライン会議を実施した学校も見られたが、前述の生徒の遠隔授業実施と同様の課題があり、実施した学校は少なかった。

また、臨時休校中の学校組織体制の課題については、20校、25.6%の校長が特に問題なしとの回答であったが、多くの学校で職員の業務進行状況等の把握、生徒の生活の把握、学習指導等に関して課題があげられた。主なものは、以下のとおりである。

- ・職員の業務把握や生徒の生活把握、学習指導が行 えないこと。
- ・教職員との情報共有について難しい面があった。
- ・組織というよりは、ICT 危機の脆弱さが課題となった。
- ・在宅勤務の導入により、特に分掌の会議をもつこ とが難しかった
- ・職員間の業務量の均衡化(主事・主任・正担任の 負担大)
- ・職員会議はもちろん、運営委員会も開催できなかったことから、学校としての判断を行う上で多く の職員の意見を吸い上げることができなかった。
- ・ネット環境の整備とそれに係る職員のスキルアップ。
- 3) 分散登校開始以降の学校組織体制の課題

分散登校中の学校組織体制の課題について特になしと回答された校長は、22校、28.2%であったが、残りの70%程度の学校で課題があげられた。登校時の検温や放課後の消毒作業等、職員の負担が増加する中、学校全体の組織体制をまとめていくことの困難な状況がうかがえた。主な記述は、以下の通りである。

・3 密対策などの感染症対策を行いながら、生徒に 学習指導すること。

- ・教職員との情報共有について難しい面があった。
- ・いつ通常に変わるのか、その時期次第で分散登校 の形態を変えないといけないのではないか、等々、 不確定の中で「とりあえずこうしましょう」という 判断しかできなかった。職員一人一人にとって、日 常の中で先を見ながら判断していることが多いと 思う。それを支援できなかったことは、組織として 方向を出せなかったということになるのだと思う。
- ・登校時の検温体制が勤務時間外になってしまっていたこと。
- ・総合学科の特色として、多様な選択科目に基づく 授業を展開しているため、各教科科目の授業時数 をバランスや教室の配置を考慮して実施するこ とが大きな課題となった。
- ・登校時検温指導や定期的な消毒作業、昼休み巡回 指導などの仕事が増加したため、職員にとっては 過重負担となってしまった。
- ・休校時の動画配信授業をうまく活用できた教員と できなかった教員で、授業の進捗や内容理解に大 きな差が生じた。
- ・分散登校に伴う臨時校時表のため、諸会議や研修 等に支障が生じた。
- 4) 校長として苦慮したこと

今回の一連の対応において、校長として苦慮したり判断に困ったことを自由に記述していただいた。 72校、92.3%の校長から、さまざまな状況に対して率直な感想や意見を寄せていただいた。

新型コロナウイルス感染症については、原因や対処法を含めて未だに解明されていないことが多く、各学校が日常の活動や行事を実施する際に判断に迷うことばかりであった。学校ばかりでなく、県教育委員会においても具体的な対応の指示を出すまで時間がかかることが多々あった。そのような状況の中、現場を預かる校長としての苦悩等がうかがえた。主な記述は以下の通りである。

- ・先行きが見えず、最終的な判断を行うのが困難だったこと。短時間で対応しなければならないことが多く、不安を抱えながらも決断をしなければならなかったこと。
- ・日々変化する状況の中、県教委からの指示と自校 の様々な状況を勘案し、最善策を模索しなければ ならなかったこと。また、判断までの時間的な猶

予がなかったこと。

- ・「例年」通りに行っているすべての行事等について、 判断に困っている状況が続いている。個々の感じ方 の違いが大きく、多くの行事等に正反対の意見があ ると思う。実施しても配慮が必要な要素が多く、実 施しなければそれに代わるものを考えないといけ なくなるということばかりで、苦慮は続いている。 今抱えているのは修学旅行や校内球技大会等。
- ・各学校間で共有すべき判断基準がない状況であり、かつ、学校独自の判断もできない状況が重なり、八方塞がりとなることが多かった。県としても判断基準を作成することに苦労していた様子がうかがえ、仕方のないこととは思うが、それにしても困った。
- ・ 県教委からの連絡が滞り、金曜日の夕方知事会見 の後、次の週から登校形態が変わるなど生徒に連 絡方法がなく、指示を見越して判断しなければな らないことが多かった。
- キャパシティをこえる業務量が継続したことによる、職員の疲労感や不安感の減少をいかに図るか。
- ・全国一斉休校や緊急事態宣言等は、終息していない段階で解除され、学校は再開されている。見えないウイルスに対して、症状のない感染者に対して、確実に「命を守る」対策を取ることは難しい。これまでは当たり前と思っていた多くの事柄を行うに際して、一つ一つ判断を求められる場合も出ている。冒険的に前に進めるよりは、守勢に回る判断もせざるを得ないのが現状である。仮に感染者が校内から出た場合、周囲からの差別的な視線等も予想されるので、如何にして感染者等を守っていくのか、覚悟がいるとても難しいものになると思っている。
- ・群馬県で分散登校を実施するなどの骨子は示されるが、具体的な方法は各学校に任されるので、その対応に苦慮した。例えば、分散登校のやり方であれば、1日おきや午前・午後登校など、いくつかのパターンがあり、非常勤講師の職員もいるので、他の学校とも連携する必要があった。
- ・どれをとっても前例のない対応となるので、判断 が慎重にならざるを得ない。また、対策を通じて 安全度は上がっても、それが安心感にはあまりつ ながらない。

- ・県立学校は一律の対応をとらなければならず、本校にとってベストであると思われる選択をすることができなかった。学校再開の時期や方法について県教委の発表前に、学校から生徒・保護者へ連絡ができなかったため、結果的に生徒や保護者に不安を与えてしまった。
- ・分散登校のやり方を、各学校に任されたこと。分 散登校の際、欠席した生徒を出席停止扱いとする が、どの範囲までその様な扱いとしてよいか判断 に苦慮した。単なるサボりと思えるような欠席も あった。
- ・オンラインで授業を行えるようにするには、まだ まだ条件整備に時間や資金面でのバックアップ が必要となる。
- ・授業時数の確保。年間行事予定の見直し。職員の 業務進行状況把握。会議等が実施できないことに よる検討事項の遅れ。
- ・在宅勤務中における情報共有の難しさ。
- ・修学旅行の実施について、今でも苦慮している。
- ・小さい子供がいる職員への対応が難しい。
- ・7月に入り、熱中症対策と感染症対策の両立が難 しくなっている。
- ・ガイドライン、衛生マニュアルや教育活動実施マニュアル等が日ごとに更新されるため、実際の場面に際し、対応判断に戸惑いが生じた。(本当にこの対応で合っているのかと自信が持てなかった)
- ・ガイドラインは示されているものの、私学は最終 的な判断を校長に求められる場面が多く他私学 に相談をしたり、情報の共有と判断材料の入手に 苦慮した。
- ・不登校傾向の生徒を受け入れている本校では、入 学式以降の指導(魔法の1週間)が重要であるこ とを実感した。対面指導が出来ない状況を少しで も解消しようと担任は努力したが、中学から続く 不登校傾向を解消出来ない生徒が複数いる。2,3 年生は問題なく登校できている。

Ⅳ まとめ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種学校の休校、各企業の在宅勤務が進められた。このことの問題点として、各種情報機器の不足、送受信環境の未整備、使用する者のスキル不足等が社会全体

として浮かび上がってきた。このことは、本調査の 結果からも明らかである。情報機器や送受信環境の 整備については、各高等学校独自の対応には限界が あり学校設置者としての行政の対応が待たれるとこ ろである。これについて、群馬県は4月30日にい ち早く知事が県立学校生徒に一人1台のパソコンを 配備することを表明し、現在各高等学校で段階的に 配備されており、年度内にはすべて完了する見通し である。併せて教職員の情報処理に関する研修も進 められている。これらは適切な対応であると思われ るが、ここで、新しい教育の提供方法を模索する一 環として、各学校において何ができて何ができなか ったかを検証するとともに、各教職員についても同 様に何ができて何ができなかったか、どうすればで きるようになるのかなど、各自確認、反省する機会 を設ける必要があると思われる。今回の新型コロナ ウイルス感染症拡大のような状況の中でも、いかに 学校の教育活動を進めていくかは大きな課題である。 学校の使命は、教育活動推進であり、そのための職 員の体制、環境整備であるはずであり、そのために 各学校、各教職員の丁寧な検証が行われるべきであ る。そして、そこから各自、各学校ができることを 探っていき、各学校において確実で新たな方法や体 制を定着させておく必要があろう。そのことが、ポ ストコロナ時代の学校教育の進め方につながるもの と考える。

本調査では、学校を預かる校長に、誰も経験のない新型コロナウイルス感染症への対応について率直な感想、意見を求めた。多くの校長から現場の様子がわかる回答をいただいた。各学校のリーダーたる校長は、インフルエンザ等の感染症拡大に対する危機管理の基礎知識は当然持っていたはずであるが、今回の新型コロナウイルス感染症への国や各県等の対応については、これまでにない指示が多く、各学校としての対応に苦慮したものと推察される。この点については、ここで改めて、簡単に国の対応から確認してみたい。

2月末の段階で文部科学省としては、休校の判断 はあくまで個々の地域ごとに行われるものと考えて おり、全国一律の一斉休校の可能性及び必要性は想 定されていなかった。その理由は、一斉休校にあた っては、検討が必要な事項が複数存在することや教 育現場の混乱を避けるためには一定の準備期間が必 要であることなどであった。また、政府専門家会議 でも疫学的な正当性を有するものではない(新型コ ロナウイルス感染症は、小児では発症及び重症化リ スクが低い等)という見解であったためなどがあげ られていた。しかし、2月27日に開催された政府対 策本部の会議席上で安倍首相が一斉休校を要請した。 この休業要請は、学校給食の問題や学童保育の拡充 問題等、教育現場に混乱をもたらす結果となり、文 部科学省も全国の地方自治体等から問い合わせを受 けるなど、対応に追われた。そのような状態の中で 各県教育委員会も準備や対応におわれることになっ たのである。6 そしてその混乱の波は、そのまま学 校現場にも及んでいったということと思われる。今 回の新型コロナウイルス感染症への対応は、誰も経 験のない感染症への対応であったと同時に、通常の 国や地方自治体の体制から離れた特殊な流れの中で 対応せざるを得ない状況であったと言えよう。この ような状況であったからこそ、今後に向けた検証と 体制整備が重要となるであろう。

学校は、児童生徒の教育の場であるとともに、職 員が働く一つの事業所でもある。児童生徒の安全は 第一に確保されなければならないもので、そのため に教職員が行わなければならない業務も発生するが、 教職員の負担増等も考慮しなければならない。また、 教育活動には本来ある程度の危険(リスク)が内在 している部分があるが、得体のしれない新型コロナ ウイルスへの対応であるがゆえに不安を抱えながら 守勢にまわるような判断もせざるを得なかったこと も想像される。客観的な安全な状態と児童生徒や保 護者の精神的な安心のバランスをどのようにとって 教育活動を進めていくか難しい判断を迫られたこと と思われる。このようなことから、これまでの危機 管理体制を見直し、新型コロナウイルス感染症のよ うな感染力の強い感染症への対応を含めた危機管理 体制を確立しておく必要があるであろう。

以下、本調査から得られたことから各学校が今後 対応すべきと考えられることを私見としてまとめる。 ①学習指導等(連絡等を含む)に関して、個々の教 員の対応力の評価と向上を目指した研修等の実施。

②学習指導等に関して、学校として何ができて何が

できなかったかの検証と対策。

- ③今回の状況を好機と捉え、新しく確実な学習指導等の方法や体制の整備、定着。
- ④一斉休校のような事態を想定した危機管理体制の 強化。
- ⑤教職員の勤務体制の検証及び整備。

【引用・参考文献】

- 1) 群馬県教育委員会 高教第 311-40 号「県立学校 における通常登校の開始について (通知)」 (R2.6.19)
- 2) 群馬県教育委員会 健体第 721-6 号「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開後の部活動及び対外試合等について(通知)」(R2.6.11)
- 3) 群馬県高等学校体育連盟事務局「新型コロナウイルス感染症に係る群馬県高体連事務局の対応」 (R2.7.22)
- 4) 群馬県教育委員会 高教第 421-7 号「修学旅行 の中止や延期に伴う追加的経費の支援に係る申 請要項について」(R2.7.27)
- 5) 群馬県教育委員会 「新型コロナウイルス感染症 の感染防止に係る非接触型体温計の配布につい て」(R2.5.21)
- 6) 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ「新型コロナ対応民間臨時調査会 調査・検 証報告書」(R2.10.25)